

Z E B 推進モデル事業補助金交付要綱

制定 令和3年7月28日 林振第30375-1号

改正 令和5年4月 3日 林振第30375-1号

(趣旨)

第1条 Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 推進モデル事業補助金 (以下「補助金」という。) は、県産木材を構造材に使用した「Z E B」の普及拡大につながるモデルとなる建築物に対して補助金を交付することにより、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」及び林業・木材産業の自立化と成長産業化、ひいては脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

第1条の2 この補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則 (昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。) の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「Z E B」とは、別表第1に定める建築物をいう。

2 この要綱において「県産木材」とは、ぐんま優良木材品質認証センターが定めるぐんま優良木材製品品質規格基準に適合することを認証された製材品 (ぐんま優良木材) 及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号) 第2条第2項に規定する合法伐採木材等で、群馬県内の森林から合法的な手続を経て伐採された素材丸太を原材料とし製造された木材加工製品であり、集成材、単板積層材 (LVL)、直交集成板 (CLT)、釘接合集成板 (NLT)、木ダボ接合積層材 (DLT) をいう。

3 この要綱において「木造Z E B」とは、第1項に示す「Z E B」の定義を満たす木造建築物で、その主要構造材に県産木材を使ったものをいう。

(補助事業の範囲等)

第3条 Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 推進モデル事業 (以下「補助事業」という。) の事業実施主体 (以下「補助事業者」という。)、補助要件、補助対象経費、補助率は、別表2に定めるとおりとする。

2 補助事業の補助対象物件については、別表3に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されているもの
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けているもの
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有するもの

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記様式第1号により、別表4に掲げる書類を添付し、別に定める日までに知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別記様式第2号により補助事業者に通知する。

(交付の条件)

第6条 第1条に規定する補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の執行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助対象物件については、別表5に定める処分制限期間内において、知事の承認を受けず、第1条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供しないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から5年間保管しなければならないこと。ただし、補助対象物件で、処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳、その他必要な関係書類を処分制限期間の経過する日まで保管しなければならない。
- (5) 補助対象物件は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第1条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助対象物件が処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、第3条第3項各号に掲げる者を契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(交付決定の取消し)

第6条の2 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更等の承認を受けようとするときは、別記様式第3号による補助金変更等申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助対象事業費の増額及び20パーセントを超える減額

- (2) B E L S 評価内容に係る変更
- (3) 補助事業完了日の延期
- (4) 補助事業の中止又は廃止

3 知事は、第1項の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の変更交付の決定若しくは変更の承認をし、前項第1号に係る変更にあつては別記様式第4号による補助金変更交付決定指令書により、同項第2号から第4号までに係る変更にあつては別記様式第5号による補助金変更等承認書により通知する。

(執行状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、事業の完了まで、毎月末日現在の執行状況について、別記様式第6号による執行状況報告書により知事に報告しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 知事は、補助事業の執行上特に必要と認めるときは、規則第7条第2項に規定する概算払により補助金を交付することができる。

2 前項の規定による概算払によって、補助金を請求しようとする補助事業者は、別記様式第7号による概算払請求書により知事に提出しなければならない。

3 知事は前項の規定による請求書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、別記様式第8号による概算払決定通知書により通知するとともに、補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

(実績報告等)

第10条 規則第11条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第9号によるものとし、次の各号のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(1) 当該年度の3月31日

(2) 補助事業の完了の日（中止若しくは廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日

2 知事は、前項の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金額を確定するとともに、別記様式第10号による補助金額の確定通知書により通知し、補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

(繰越しの承認の申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了することができないと見込まれ、かつ、補助事業の繰越しをする必要がある場合は、別記様式第11号による繰越承認申請書を補助事業の実施年度の1月31日までに提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、別記様式第12号による繰越承認書により通知する。

(運用情報の提供)

第12条 補助事業者は、当該施設の運用を開始した年から5年間、知事が求める施設運用データ等を別記様式第13号により提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表1（第2条関係） ZEB推進モデル事業におけるZEBの定義

	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
ZEB	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの建築物	次の①～②の全てに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く） ②基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減（再生可能エネルギー*を含む）
Nearly ZEB	ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たし、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物	次の①～②の全てに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く） ②基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の削減（再生可能エネルギー*を含む）
ZEB Ready	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	再生可能エネルギー*を除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

*再生可能エネルギー量の対象は、当該建築物の敷地内で発電されるものに限るものとし、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。

注 この定義は、「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年12月経済産業省資源エネルギー庁）に準ずる。

別表2（第3条第1項関係）補助事業の範囲等

項目	内容									
補助事業者	1 民間（国及び地方自治体以外）の個人又は法人等であること 2 県税その他の租税を滞納していないこと 3 当該物件に関する管理権原を有していること									
補助要件	1 申請建築物が別表1のZEBに該当すること（BELS評価書の写しを提出） 2 申請建築物が別表3に該当すること（建築確認申請書類の写しを提出） 3 主要構造が木造であること 4 補助に係る部分の材料（木材）が発注前であること 5 群馬県内に新築されること 6 申請建築物の延床面積に応じて次のとおりの県産木材（注）使用量とすること <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>延床面積</th> <th>県産木材使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～300m²以下</td> <td>概ね 0.09m³/m²以上の木材を使用し、そのうち6割以上に県産木材を使用すること</td> </tr> <tr> <td>300m²超～1,000m²未満</td> <td>概ね 0.13m³/m²以上の県産木材を使用すること</td> </tr> <tr> <td>1,000m²超</td> <td>概ね 0.18m³/m²以上の県産木材を使用すること</td> </tr> </tbody> </table> 7 設計積算に係る資料を提供すること 8 事業実施から5年間、当該施設における次のデータを提供すること（別記様式第13号） ① 使用電力量及び金額 ② 創エネルギー量及び（売電契約がある場合のみ）売電量並びに売電金額 ③ ①以外のエネルギー（ガス・灯油等）の使用量及び金額 ④ 施設の利用状況（利用延人数、常勤人数、利用形態等） ⑤ その他知事が必要と認めること 9 見学会・研修会の実施に協力すること 10 事業情報の公開について同意すること 11 その他知事が第1条の目的を達成するために必要と認めるものに応じること		延床面積	県産木材使用量	～300m ² 以下	概ね 0.09m ³ /m ² 以上の木材を使用し、そのうち6割以上に県産木材を使用すること	300m ² 超～1,000m ² 未満	概ね 0.13m ³ /m ² 以上の県産木材を使用すること	1,000m ² 超	概ね 0.18m ³ /m ² 以上の県産木材を使用すること
延床面積	県産木材使用量									
～300m ² 以下	概ね 0.09m ³ /m ² 以上の木材を使用し、そのうち6割以上に県産木材を使用すること									
300m ² 超～1,000m ² 未満	概ね 0.13m ³ /m ² 以上の県産木材を使用すること									
1,000m ² 超	概ね 0.18m ³ /m ² 以上の県産木材を使用すること									
補助対象経費	木工事費 根拠資料を添付すること （内訳） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tbody> <tr> <td>1 材料費</td> <td>木工事に直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。</td> </tr> <tr> <td>2 労務費</td> <td>木工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。</td> </tr> <tr> <td>3 諸経費</td> <td>木工事に係るその他経費をいう。（注）</td> </tr> </tbody> </table>		1 材料費	木工事に直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。	2 労務費	木工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。	3 諸経費	木工事に係るその他経費をいう。（注）		
1 材料費	木工事に直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。									
2 労務費	木工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。									
3 諸経費	木工事に係るその他経費をいう。（注）									
補助率	補助対象経費の1/2以内（千円未満切捨） ※ただし、事業年度予算を上限とする									

注1 新たな工法等を取り入れるため、要綱第2条第2項の県産木材での対応が困難な場合は、林業県ぐんま県産木材利用促進条例（平成30年群馬県条例第81号）第2条第1項に規定する県産木材で、かつ、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等であるもの。

2 諸経費については、次のとおり算出すること。

- A 木工事費 = 木工事に係る材料費 + 木工事に係る労務費
 B その他建築工事費 = (建築工事に係る材料費 + 建築工事に係る労務費) - A
 C 建築工事諸経費 = 建築工事費 - (A + B)
 D 木工事諸経費 = C × (A / (A + B))

総事業費				
建築工事費			建築工事以外の事業費	
直接工事費（材料費＋労務費）		諸経費（直接工事費以外）(C)		
木工事 (A) (直接工事費)	木工事以外の建築工事 (B) (直接工事費)	直接工事費に占める木工事の割合から換算		
		=C × (A / (A + B))		
		木工事 (D) (諸経費)	木工事以外の建築工事 (諸経費)	

↓

補助対象経費 (A + D)

別表3（第3条第2項関係）補助対象物件（民間事業者を建築主とする民生用の建築物）

建物用途		具体例
事務所等		事務所等
ホテル等		ホテル、旅館等
病院等		病院、診療所、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等
物品販売業を営む店舗等		百貨店、マーケット、コンビニ等
学校等		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店等
集会所等	図書館等	図書館、博物館等
	体育館等	体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設等
	映画館等	映画館、カラオケボックス等
その他		知事が認めるもの

対象外	住宅等	戸建て住宅、分譲マンション、別荘等（建築用途の区分で「住宅」に属する建築物）
	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の、用途を表す記号8600の建築物に該当するもの	

別表4（第4条関係） 添付書類

申請内容	添付書類
交付申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（別記様式第1号付1） 2 事業費積算及び内訳を証する資料（見積書・契約書等） 3 工程表（別記様式第1号付2） 4 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号付3） 5 設計図（配置図・平面図・断面詳細図（縦割り）・立面図）（A3版） 6 ZEBの区分が明記されたBELS評価書 7 建築確認申請書の記載面全て及び確認済証の写し
変更申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業変更計画書（別記様式第1号付1） 2 変更工程表（別記様式第1号付2） 3 設計図（変更のあったもの） 4 その他変更の内容を示すのに必要な書類 <p>注）1，2については当初計画を引用し、上段に変更前、下段に変更後を記入</p>
概算払請求	<ol style="list-style-type: none"> 1 振込口座の写し 2 申請時点の事業執行状況報告書（別記様式第6号） 3 進捗状況を記載した図面 4 進捗状況を確認できる写真
実績報告	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施状況写真、完成写真及び成果品並びに資料等 2 契約書の写し及びこれに類するもの並びに出来高設計書 3 その他事業の成果を証するもの
繰越承認申請	<ol style="list-style-type: none"> 1 繰越額計算表（別記様式第11号付） 2 変更工程表（別記様式第1号付2）

別表5（第6条関係） 処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に準ずる）

対 象	対象期間
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	24年
店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	17年
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17年
公衆浴場用のもの	12年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	9年
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	11年
その他のもの	15年

注 本表の対象に記載されている内容は、参照省令の記載を転記したものであり、補助対象建築物とは一致しない。